

令和7年度

医療ものづくり推進のための
試作品開発・製品化支援事業補助金
【公募要領】

(公募期間) 令和7年4月10日(木)～令和7年5月30日(金)

(受付時間) 9:00～17:00/月～金曜日(祝日を除く)

(受付先及び問い合わせ先)

公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課 港、高井

電話：048-851-6652 FAX：048-851-6653

E-mail：iryu@sozo-saitama.or.jp

令和7年4月

公益財団法人さいたま市産業創造財団

〔 目 次 〕

I 本事業について	1
1. 事業の目的	1
2. 対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助対象経費及び補助率	2
5. 応募手続き等の内容	2
6. 制度等の概要	3
7. 申請に関する注意事項	6
8. 財産の帰属等	7
9. その他	7
II 受付先及び問い合わせ先	7

I 本事業について

1. 事業の目的

本事業は、医療・ヘルスケア機器関連分野の新規参入・事業拡大を目指す研究開発型の中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条で規定する中小企業者をいう。）及び団体、創業者（以下、「中小企業等」という。）が、臨床現場や医学会等のニーズを踏まえつつ、自らが保有する技術力等の各種経営資源を活かし、新たな試作品の開発や製品化へ向けた販路開拓等に要する経費の一部を公益財団法人さいたま市産業創造財団（以下、「財団」という。）が補助することにより、その実現を着実なものとし、もって中小企業等の持続的な成長・発展を促進するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的としています。

2. 対象者

本事業の補助の対象者（以下、「対象者」という。）は、次の各項のすべてを満たす者とします。

- (1) さいたま市内に事業所がある研究開発型の中小企業等、又はさいたま市リーディングエッジ企業
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 医療・ヘルスケア機器関連産業への参入に関心を持っている、又は参入に向けた検討や活動をしている、参入ポテンシャル企業
 - ② 既に医療・ヘルスケア機器関連産業へ参入済みであり、自らの強みやノウハウを活かした新規事業にも積極的な企業
 - ③ 「さいたま医療ものづくり都市構想推進事業」の趣旨を理解し、積極的な参画を行っている企業
 - ④ その他理事長が特に認めた者
- (3) 本事業により、医療・ヘルスケア機器関連産業への新規参入や、医療・ヘルスケア機器関連産業へ参入済み企業の持続的な成長・発展の促進に寄与する効果が期待できる状況であると判断されること。

3. 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、次の（1）又は（2）のいずれかを満たすものとします。

- (1) 臨床現場や医学会等のニーズを踏まえたフィジビリティ・スタディや販路開拓、及び試作品の開発等に要する経費の補助事業（以下、「入口支援事業」という。）
- (2) 医療機器製造販売企業等のニーズを踏まえた製品化へ向けての改良や評価、及び医薬品医療機器等法承認等、市場化のために要する経費の補助事業（以下、「出口支援事業」という。）

4. 補助対象経費及び補助率

(1) 補助対象経費

- ・原材料費 ・直接人件費 ・技術導入費 ・外注加工費 ・委託費
- ・知的財産権等関連経費 ・専門家謝金 ・専門家旅費
- ・展示会等出展料 ・小間装飾費 ・通信運搬費 ・通訳、翻訳費
- ・旅費 ・広告宣伝費 ・印刷製本費 ・医薬品医療機器等法の申請関連費用

(2) 補助率

- ① 入口支援事業 － 補助率 2/3 上限 100 万円
- ② 出口支援事業 － 補助率 2/3 上限 200 万円

5. 応募手続き等の内容

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

公益財団法人さいたま市産業創造財団

企業支援課 港、高井

電話：048-851-6652 FAX：048-851-6653 E-mail：iryou@sozo-saitama.or.jp

(2) 公募期間

公募開始：令和7年4月10日（木）～令和7年5月30日（金）

受付時間：9:00～17:00／月～金曜日（祝日を除く）

(3) 提出書類

医療ものづくり試作品・製品化支援事業補助金交付申請書

※ 申請書は「Microsoft Office Word」ソフトウェアにより作成してください。
書類での提出の他、申請に関するデータファイルを電子メールに添付しご提出ください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

(4) 審査

別途定める審査委員会の評価に基づき実施します。申請者は申請した内容について審査委員に対してプレゼンテーションをする必要があります。

(5) 通知

審査結果（採択又は不採択）について、後日、財団から申請者あてに通知します。

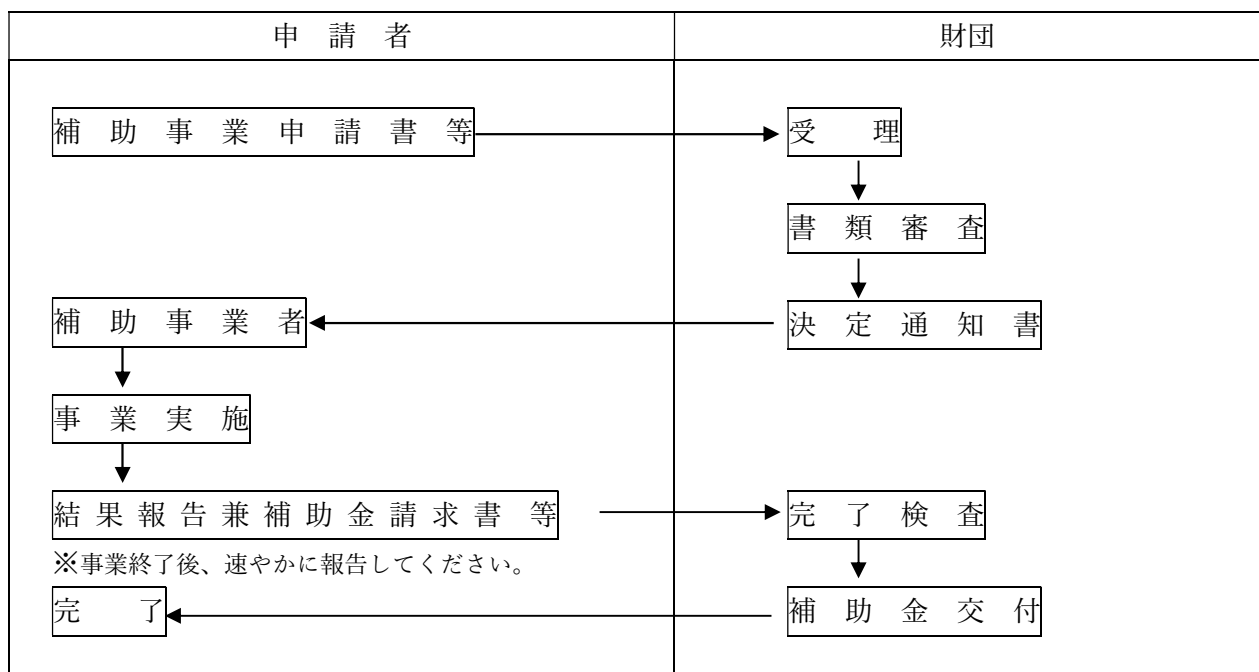
(6) その他

- ① 提出された書類はお返ししません。

- ② 選定の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねます。
- ③ 選定の結果、不採択になることがあります。
- ④ 交付決定後、申請内容に大幅な変更が生じる場合は所定の様式にて速やかに届け出を行う必要があります。
- ⑤ 交付決定の際に通知する補助金額は、交付申請額から減額となる場合があります。
- ⑥ 交付決定の際の通知する補助金額は、補助金の上限額を示すものであり、事業完了後に、事業の実施状況に応じて補助金額が確定されます。
- ⑦ 採択された中小企業等（以下、「補助事業者」という。）については、法人名、代表者名、採択内容等をさいたま市に報告します。

6. 制度等の概要

(1) 制度の流れ



- ① 「申請者」は、申請書を財団に提出します。
- ② 医療ものづくり推進のための試作品開発・製品化支援事業補助金 審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、審査を行います。
- ③ 「財団」は、審査委員会の委員の意見を参考に選考し、採択・不採択を決定します。
- ④ 「財団」は、「申請者」に採択・不採択決定通知書を発行します。

(2) 採択件数

2件程度（入口支援事業と出口支援事業を合わせた件数）

(3) 事業期間

交付決定日以降に開始し令和8年2月28日までに終了する事業を対象にします。

(4) 補助対象経費一覧

対象事業	<p>① F S や販路開拓、及び試作品の開発等に要する経費の補助事業</p> <p>② 製品化へ向けての改良や評価、及び医薬品医療機器等法承認等、市場化のために要する経費の補助事業</p>
補助対象経費区分	<p>① 原材料費 試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。</p> <p>② 直接人件費 責任をもって本事業の遂行に直接従事する者（原則として補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）のこれに直接係る人件費。 等級単価一覧表記載の労務費単価を時間単価として用い、直接従事時間を乗じて算出する。</p> <p>③ 技術導入費 外部からの技術指導や知的財産権等の導入に要する経費。</p> <p>④ 外注加工費 試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注加工先の機器を使って自ら行う場合を含む。）を行う場合に外注加工先への支払に要する経費。</p> <p>⑤ 委託費 外部の機関に試作品等の開発の一部を委託する場合の経費。 外部の機関とは、中小企業等が技術課題を解決する上で、専門技術的な見地から有効な解決方を提案・支援することができる以下に掲げる者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨床現場の医師等 ● 公的研究機関（独立行政法人等） ● 国立大学法人、公立大学法人、私立大学法人、又は国公立高等専門学校 ● 地方公共団体が設置する試験研究機関（地方独立行政法人を含む） ● 財団法人、社団法人及び地方公共団体が出資を行っている法人等 <p>⑥ 知的財産権等関連経費 試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的</p>

	<p>財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費。</p> <p>⑦専門家謝金 本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる謝金。</p> <p>⑧専門家旅費 本事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる旅費。</p> <p>⑨展示会等出展料 本事業遂行のために必要な展示会等の出展に要する経費。</p> <p>⑩小間装飾費 本事業遂行のために必要な展示会等の出展に要する小間装飾費。ただし、チラシ作成費は対象外。</p> <p>⑪通信運搬費 本事業遂行のために必要な展示会等の出展に伴う、通信料、運搬料、宅配・郵送料等の支払いに要する経費。</p> <p>⑫通訳・翻訳費 本事業遂行のために必要な展示会等の出展に伴う、通訳・翻訳の支払いに要する経費。</p> <p>⑬旅費 本事業遂行のために必要な旅費。</p> <p>⑭広告宣伝費 本事業遂行のために必要な広告宣伝費。</p> <p>⑮印刷製本費 本事業遂行のために必要な印刷製本費。</p> <p>⑯医薬品医療機器等法等の申請関連費用 本事業遂行のために必要な、薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等の製品の承認及び許可等に関する経費。</p> <p>⑰その他 本事業遂行のために必要なその他の経費。</p>
--	--

(5) 消費及び地方消費税

補助事業申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

7. 申請に関する注意事項

(1) 支払いの確認

事業終了後1ヶ月以内、又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに結果報告書兼請求書をご提出ください。提出の際は、請求書と領収書の写し等を添付してください。

※ 金融機関から振込む場合は、振込控の写し(通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能な証憑。インターネットの振込画面のコピー不可)をご提出ください。

(2) 経費の支払方法

事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。ただし、クレジットカード、現金による支払いについては、以下の条件がすべて満たされれば補助対象経費とすることができます。

【クレジットカード】

- ① 利用日が交付決定日から令和8年2月28日までの間であること。
- ② 代金の引き落としが令和8年2月28日までに行われ、カード会社からの通知書及び預金通帳等で引き落としの確認が可能であること。
- ③ 法人カードの使用であること。

【現金】

- ① 総額10万円未満の支払いで、振込みによる支払いが困難な場合。(具体的かつ合理的な理由が必要です。)

(3) 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ① 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。又は受けようとしたとき。
- ② 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、又はその他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

(4) その他

- ① 本事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は事業が完了した日に属する財団の会計年度の終了後、その翌年から5年間保存しなければなりません。(令和7年度に補助事業が完了した場合、令和12年度末(令和13年3月31日))

まで)

- ② 補助金を受領した補助事業者は、企業名、代表者名、住所、電話番号、設立年月日、資本金、業種、従業員数、交付年度、事業名、補助金額を公表します。

8. 財産の帰属等

事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合、その権利は原則として事業者に帰属します。

9. その他

原則として、事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は対象外となります。

II 受付先及び問い合わせ先

公益財団法人さいたま市産業創造財団

企業支援課 港、高井 宛

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合 5 - 4 - 3

さいたま市産業文化センター 4 階

電話：048-851-6652 FAX：048-851-6653

E-mail：iryous@sozo-saitama.or.jp